

議第167号

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「利用料金は」の右に「, 次の各号に掲げる区分に応じ」を加え, 「150円」を「, 当該各号に掲げる額」に改め, 同項に次の2号を加える。

(1) 次号に掲げる者以外の者 150円

(2) 次のいずれかに該当する者 100円

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

オ 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

カ 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童

第5条第1項中「, 必要があると認めるときは」を削り, 「ことができる」を「ものとする」に改め, 同条第3項中「2,700円」を「次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に掲げる額」に改め, 同項に次の2号を加える。

- (1) 第3条第2項第1号に掲げる者 2,700円
- (2) 第3条第2項第2号に掲げる者 2,000円

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

利用料金の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。